

家庭ごみ搬入依頼調書(委任状)

(甲) 家庭ごみ排出者 (以下に「排出者本人」が記入・押印し、該当する「□」にチェック(レ印)を入れてください。)

提出年月日	年 月 日			
(フリガナ)		日中連絡先 (携帯番号等)	— —	
氏名	(印)			
住所	青森市 居住人数()人			
ごみの発生場所	(上記住所と異なる場合に記入してください。) 青森市 居住人数()人			
ごみを収集場所に排出できない理由	<input type="checkbox"/> 引越ごみ <input type="checkbox"/> 大掃除(片付け)で出た大量のごみ <input type="checkbox"/> その他()			
清掃工場に搬入するごみの種類・数量	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ	()袋	または ()kg	
	<input type="checkbox"/> 不燃ごみ	()袋	または ()kg	
※ごみの大きさ・形状等により、搬入できない場合があります。	<input type="checkbox"/> 粗大ごみ	<input type="checkbox"/> 机・テーブル <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> タンス <input type="checkbox"/> 棚・カラーボックス <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> じゅうたん・カーペット (4畳半を超えるもの) <input type="checkbox"/> スキー・スノーボードの板 <input type="checkbox"/> ストープ(油を抜き取る) <input type="checkbox"/> ベッド(スプリングマットは除く) <input type="checkbox"/> 量(枚) ※申込枚数を超える量の搬入はお断りします。 <input type="checkbox"/> その他()		
	搬入する日	年 月 日 ※搬入できる日は1日のみとします。		
	委任する内容	甲は、乙を代理人と定め、下記について委任します。 <input type="checkbox"/> 家庭ごみを清掃工場へ搬入すること <input type="checkbox"/> 家庭ごみを清掃工場へ搬入すること及び搬入依頼調書の提出を行うこと		
	<input type="checkbox"/> 上記の記入事項に相違ありません。裏面の注意事項を遵守し、ごみの搬入を申込みます。 <small>※「□」にチェック(レ印)が無い場合は受付できません。</small>			

(乙) 一般廃棄物収集運搬業許可業者 (以下に「許可業者」が記入し、該当する「□」にチェック(レ印)を入れてください。)

許可業者名				市使用欄
車両許可番号	第 号	第 号	第 号	
車種 ※ <トラック・箱車等>	<input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型	<input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型	<input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型	
搬入予定回数	回	回	回	
運転者氏名				

※軽:軽自動車(0.35t以下) 小型:小型車(0.35t超2.0t以下)
 中型:中型車(2.0t超4.0t以下) 大型:大型車(4.0t超) ()内:最大積載量

※必ず、裏面の注意事項をご確認ください。

注意事項

- ① 家庭ごみとは、家庭生活から生じた一般廃棄物のことをいいます。
- ② (甲)欄は、「家庭ごみ排出者本人」が記入・押印してください。
- ③ (乙)欄は、「一般廃棄物収集運搬業許可業者」が記入してください。
- ④ 青森地区以外で発生した家庭ごみは、清掃工場へ搬入できません。
- ⑤ 家庭ごみの大きさ・形状等によって、搬入先が清掃工場ではなく、一般廃棄物最終処分場となる場合(有料)があります。
- ⑥ 記入された内容と異なる家庭ごみを清掃工場へ搬入することはできません。
- ⑦ 搬入する家庭ごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに必ず分別して、搬入の際は2名以上で作業等を行ってください。
- ⑧ 家庭ごみの分別等については、市のホームページをご確認ください。
- ⑨ 家庭ごみを搬入する際は、必ず受付済みのこの調書(写しでも可)を車両ごとに携帯し、清掃工場の係員の指示に従ってください。
- ⑩ この調書は、家庭ごみを搬入する日の2日前までに下記の受付窓口へ直接提出してください。
(郵送・FAXは不可) (「2日前」には、土日・祝日及び年末年始を含めません。)
- ⑪ 不適正なごみの搬入を防止するため、排出者・一般廃棄物収集運搬業許可業者への聞き取りや排出場所の現地確認・写真撮影等をさせていただく場合がありますので予めご了承ください。
- ⑫ 建設工事(解体・改築・新築工事)から生じた産業廃棄物(畳など)は、一般廃棄物の処理施設である清掃工場には搬入できません。
- ⑬ 不適正な事案があった場合は、是正指導を行います。なお、それが一般廃棄物収集運搬業許可業者であった場合は、廃棄物対策課へ情報提供します。

【受付窓口】 ・清掃管理課(青森市役所駅前庁舎3階) TEL 017-718-1179
・青森市清掃工場事務室 TEL 017-757-8840

【受付時間】 8:30 ~ 17:00(土日・祝日及び年末年始を除く)